

例月出納検査における指摘事項及び改善状況（1月分）

課名	指摘事項	担当課	監査委員の意見
建設課	<p>地区の農道及び用排水路修繕について、地区からの申請に基づいて、地区が主体的に実施する修繕工事に対して、工事費の原材料費のうち上限20万円までを市が原材料費として支払っている。</p> <p>市が原材料を購入して現物を地元または施工業者に支給するのではなく、原材料に相当する額（上限20万円）を地元へ支出している。また、物品購入明細書の検収日は工事の完了を確認した日としており、実態は工事完了を確認のうえ負担金を支出するのと相違なく、原材料費の費目で支出するのは会計上不適切である。</p> <p>また、市は地元からの農道水路の修繕の要望に対して、予算上の制約から地元が施工すること、市が負担するのは1地区につき原材料費のうち20万円を上限とすることなどを伝えたうえで、地元から所要の原材料を記した原材料費申請書を徴しているが、地元、市のそれぞれの負担や責任、その後の手続きなどについての根拠となる要綱のようなものが存在しない。</p> <p>農道水路の修繕については、本来、市の業務であるとは言いながら、何の根拠もなく公金を支出することは不適切であり、会計上の問題と併せて見直しが必要である。</p>	<p>会計処理につきましては、原材料費ではなく負担金として支払うことが適切であることを確認したため、関係部署と協議を行い、協定書を作成します。</p>	<p>今後は、公金の支出に際しては、その根拠となるものを明らかにし、適切な会計処理に努めること。</p>